

議案第 124 号

伊賀南部環境衛生組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、伊賀南部環境衛生組合規約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、名張市と協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀南部環境衛生組合規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、令和 8 年 11 月 1 日から伊賀南部環境衛生組合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定める。

令和 8 年 月 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀南部環境衛生組合規約の一部を変更する規約

伊賀南部環境衛生組合規約（昭和 45 年三重県指令上県総第 1220 号）の一部を次のように変更する。

別表し尿処理施設の管理運営に要する経費の項を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。